

中村区介護保険事業者連絡会規約

第一章 総則

(名称及び所在地)

第一条 本会は、中村区介護保険事業者連絡会（以下「連絡会」と称する。

2 連絡の所在地は、会計幹事の所属する事業所とする。

(目的)

第二条 連絡会は、要支援状態または要介護状態にある人、あるいはその状態となりうる人及びその家族に対して、その能力に応じ、自立した日常生活が継続できるよう支援するため、介護保険にかかる事業を展開する事業者等が意見交換を通じ、相互の連帯等を深めるとともに、利用者の立場に立った高質なサービス提供が行われるよう、資質の向上を図ることなどを目的とする。

(活動内容)

第三条 連絡会は、前条に定める目的の実現に向けて、次の諸活動を行なう。

- (1) 介護保険制度及びその他各種制度にかかる情報の収集及び提供。
- (2) 事業所間の連携を深めるための情報交流及び連携の推進に関する活動。
- (3) 各関係団体及び行政機関との連携の強化、情報の共有のための活動の実施。
- (4) ケアプラン作成技術の向上及び適切な介護サービス提供のための研修会の開催。
- (5) その他、連絡会の目的達成に必要な活動。

(構成)

第四条 連絡会は、中村区をサービス提供地域としている介護保険サービス事業者等であり、連絡会設立の趣旨に賛同する事業者をもって構成する。

第二章 会員

(会員の資格)

第五条 連絡会の会員は以下の区分とする。

- (1) A会員 : 中村区内に就業所を有する事業所。
- (2) B会員 : 中村区外に就業所を有する事業所。
- (3) 特別会員 : 連絡会を円滑に運営するために、連絡会からの要請を受諾した行政機関及び各関係団体。

(入会)

第六条 連絡会に入会しようとするものは、事務局が定める指定の方法により申し込み、承認を得なければならない。

(会費)

第七条 会員は、次に定める会費を納めなければならない。

- (1) 会費は事業所ごとに年間4,000円とし、事務局もしくは指定口座に納めな

なければならない。但し、特別会員は無料とする。

(2) 年度途中に入会する場合も、前項の金額を納めなければならない。

(3) 納入した会費は返還されないものとする。

(退会)

第八条 連絡会から退会しようとするものは、事務局へ申し出ることで退会することができる。但し、年度途中であっても納入した会費の返還されないものとする。

(会員の制裁)

第九条 会員は、次の各号に該当する場合は、除名処分とする。

(1) 連絡会の会員であることを悪用し、他のものに不利益を生じさせた場合。

(2) 連絡会の活動を妨害し、会員に不利益を生じさせた場合。

(3) 連絡会への信頼を失墜させる行為があった場合。

(4) 正当な理由がなく一年間会費を滞納し、督促にも応じない場合。

(5) その他著しい飛行があった場合。

(会員の責務)

第十条 会員は、次の各号に定める責務を負うものとする。

(1) 連絡会の目的達成のための努力。

(2) 連絡会の円滑な運営への協力。

(3) 連絡会会員の地位向上のための努力。

(4) 連絡会年会の納入。

(期間)

第十一条 会員及び会費は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わるものとする。

第三章 幹事等

(役員幹事)

第十二条 連絡会は幹事会を構成し、次の役員幹事を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 複数名

(3) 会計 1名

(4) 事務局 1名

(選任)

第十三条 前項の役員幹事はA会員の中から選出し、総会において会員の決議により選任する。

(任期)

第十四条 役員幹事の任期は二年とする。但し、再任は妨げない。役員幹事に欠員等が生じ増員した場合における任期は、現任者の残任期間とする。

第四章 総会

(総会)

第十五条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

(開催)

第十六条 総会の開催は、会員の4分の1以上の出席がなければ開催できない。総会は委任状をもって出席者に数えることができる。

(1) 定例総会は、年一回の開催とする。

(2) 臨時総会は、会長が必要と認めた場合及び会員の4分の1以上の署名により開催の目的事項を示し、請求があった場合に招集し開催する。

(決議)

第十七条 総会の承認及び決議は、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は会長の決定するところによる。

第五章 事務局

(設置)

第十八条 連絡会の事務局は、幹事が所属する事業所のなかから選定する。

第六条 会員情報

(取り扱い)

第十九条 会員の事業所名、所在地、連絡先は本規則に基づく活動趣旨の範囲内で使用するものとし、その他の目的で使用する場合には、個別に会員の同意を得ることとする。

第七条 雑則

(補則)

第二十条 この規則に定めるもののほかに、連絡会の運営に必要な内容は、役員幹事により別に定める。

附則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から改定する。

この規約は、平成30年4月1日から改定する。

この規約は、令和2年10月1日から改定する。

中村区介護保険事業者連絡会設立日：平成12年4月1日